

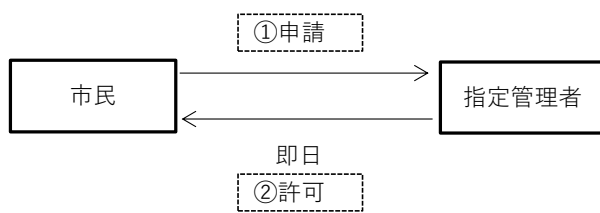
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	個人及び団体利用の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて利用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市青少年センター条例(平成16年条例第6号)	
条 項	第7条第1項	
所 管 課	教育支援センター事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標 準 処 理 期 間	計	即日
判 断 基 準	<p>松山市青少年センター条例第8条の各号に該当しないこと、同条例施行規則第6条、第8条に基づく利用を基準とする。</p> <p><b>【根拠法令等】</b> 松山市青少年センター条例</p> <p>(利用の許可) 第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可をするときは、センターの管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(利用の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設(附属設備等を含む。以下同じ。)を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上支障があると認めたとき。</p> <p>松山市青少年センター条例施行規則</p> <p>(個人利用) 第6条 個人登録者は、センターを利用するときは、個人登録証を職員に提示することにより利用の許可を受け、その指示に従わなければならない。</p> <p>(団体利用) 第8条 団体登録者は、センターを利用するときは、松山市青少年センター利用申込書(第5号様式。以下「利用申込書」という。)を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 前項の申込みは、利用する日の1月前の日の属する月の20日から受け付けるものとする。 3 登録団体の利用に当たっては、毎月15日(その日が土・日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日であるときは、その日前の直近のこれらの日でない日とする。)に登録団体の代表者で組織する松山市青少年センター利用団体代表者会において、利用施設の決定その他あらかじめ必要な調整を行うものとする。 4 松山市青少年センター利用団体代表者会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 5 教育長は、登録団体の利用の許可をしたときは、松山市青少年センター利用許可書(第6号様式。以下「利用許可書」という。)を申込者に交付する。 6 利用の許可を受けた者は、センターを利用するときは、利用許可書を職員に提示し、その指示に従わなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。